

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 検索

## 1 国保中央会より Windows10 への対応について連絡がありましたのでお知らせをします

Microsoft 社より公開された Windows10 につきまして、現時点では電子請求受付システムの動作確認が取れておりません。このため Windows10 をインストールすると正常に動作しない可能性がありますのでインストールしないようお願いいたします。詳細につきましては、電子請求受付システム内のお知らせをご確認ください。

また、国保中央会介護伝送ソフトにつきましても、動作確認が取れていないため、正常に動作しない可能性がありますので Windows10 をインストールしないようお願いいたします。

## 2 平成27年8月1日から介護保険の費用負担が変わります

8月1日から一定以上所得のある方が介護サービスを利用した場合、利用者負担が1割から2割になります。これに伴い要介護・要支援認定を受けているすべての方について介護保険負担割合証が交付されます。介護サービス提供時には、介護保険被保険者証と併せて負担割合証の確認をお願いします。したがって、平成27年9月からの介護給付費の請求において、2割(20%)負担の利用者については、介護保険の給付率は8割(80%)となりますのでご注意ください。

サービス利用者・施設入所されている皆さまへ  
**平成27年8月1日から  
 介護保険の費用負担が変わります**

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の方が地域で暮らし続けられるようにするための施策を進めます。

①負担割合が変わります  
**一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。**

②負担上限が変わります  
**世帯内に現役世代並の所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から44,400円になります。**

③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります  
**食費・部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。**

④部屋代の負担が変わります  
**特別養護老人ホーム(多床室)に入所する課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくことになります。**

市町村への申請が必要になります。

厚生労働省

なお、その他の改正点やQ&A等については詳細が【厚生労働省ホームページ】に掲載されていますのでご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/gaiyo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)

介護保険負担割合証							
交付年月日 年 月 日							
被 保 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女				
利用者負担の割合	適用 期間						
割	開始年月日 平成 年 月 日	終了年月日 平成 年 月 日					
割	開始年月日 平成 年 月 日	終了年月日 平成 年 月 日					
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						

介護保険負担割合証の確認を忘れずに



※掲載資料は厚生労働省ホームページより引用

請求事務を担当される方は、御一読ください。